

第3節 抵当証券業の規制等に関する法律に関する制度改正

I 趣旨

抵当証券の商品性に関する顧客の一層確実な理解を図り、より適切な購入判断を確保することを通じて購入者の保護を図る観点から、抵当証券業者の概要や販売を行う抵当証券の内容について、情報提供の拡充を図ること等を目的に、抵当証券業の規制等に関する法律施行規則の改正を行った。(平成14年2月15日公布、内閣府令第5号)

II 改正の概要

1. 情報提供の拡充

- ① 関係当事者や貸付債権に関する状況等、事業報告書の記載事項を追加し、契約前交付書面の記載内容として、販売を行う抵当証券業者に係る事業報告書記載事項、及び販売を行う抵当証券に関する事項等を追加した。(14年4月1日、7月1日、9月1日施行)
- ② 契約時交付書面の記載事項として、店頭閲覧書類に関する事項、及び販売を行う抵当証券に関する事項を追加した。(14年4月1日、9月1日施行)
- ③ 抵当証券業者の貸借対照表等に係る、会計監査人による監査報告書の写し等を契約前交付書面、店頭閲覧書類とした。(14年4月1日、7月1日施行)
- ④ 抵当証券保管機構が発行する保管証の記載事項として、販売を行った抵当証券業者の店頭閲覧書類に関する事項を追加し、あわせて保管証に抵当証券の内容を記載した書面を添付することとした。(14年9月1日施行)

2. 抵当証券業者の禁止行為の追加

- ① 抵当証券の販売に際し、抵当証券業者が顧客の購入判断に重要な影響を及ぼし得る事項を説明することなく販売することを禁止した。(14年2月15日施行)
- ② 購入者による中途解約を認めない販売契約を締結することを禁止した。(14年2月15日施行)